

タイトル	徳川幕府の鎖国と長崎貿易
著者	大場, 四千男; OHBA, Yoshio
引用	開発論集(115): (1)-(18)
発行日	2025-03-05

徳川幕府の鎖国と長崎貿易

大場 四千男*

目次

序―問題の所在

一 鎖国とキリシタン禁令―仏教国家への展開

二 鎖国令の推移

三 長崎貿易の対中国政策

(一) 奉書船の時代―対明、対清貿易

(二) 長崎貿易と中国の産業構造

四 オランダ仲継貿易と長崎貿易

五 長崎貿易とオランダの産業構造

結び

序―問題の所在

徳川幕府は世界史の中で特異な発展を遂げてキリシタン禁令による鎖国を進め、純粹封建制を確立する。こうした生産物地代（米年貢）は小農による米年貢を中心とする農本主義を発展させる。

他方、世界史の大航海時代に対しては、日本は黄金の国として特異な発達を遂げ、世界中の国々を貿易へ導き、開国を迫まられるのである。

豊臣秀吉、さらに徳川家康は貿易開国を通して世界の先進国を目

指そうとする。

こうした開国への動機はとりわけ徳川家康に強く働くのである。

どうして家康はポルトガル、スペインに深い関心を抱くのであるのか、世界征覇を目指すスペイン絶対王政はペルー、メキシコ王国の黄金を略奪し、植民地国へ再編することによって産業革命を起し、オランダを征服してヨーロッパ制覇を計ろうとする。かくて、スペイン絶対王政はメキシコから東南アジアの黄金の国日本を標的にして、ポルトガルと共に日本の開国を迫るのである。

大航海の商業革命とその重商主義政策は、東南アジアへ集中し、インド、中国そして日本の開国とその植民地政策とを推進しようとする。こうした西欧列強の日本への進出と開国要求は織田信長、豊臣秀吉そして徳川家康の開国から鎖国へ漸次移行させることとなる。その中でも、家康は開国路線を継続し続け、スペインのメキシコ貿易への特異性に注目するのである。

家康は朱印船、或いは奉書船貿易で大量の兵器、とりわけ

* (おおば よしお) 北海学園大学開発研究所特別研究員

火薬、鉄砲そして大砲を取得して関ヶ原の戦い、さらに、大坂城の戦いで西軍と大坂城を壊滅させるのである。かくて天下統一を成し遂げた家康は平和の時代を迎えたが、しかし、スペインに対してメキシコ貿易の実現を求め続け、交渉しようとする。

家康はメキシコとの貿易にどうして固執するのであろうか。

室町時代から江戸時代初期にかけて銅精錬は住友家の南蛮吹で銅を採るが、メキシコの鉱山では最新の精錬方法で銅生産を行っている。家康は考え、メキシコを統治するスペインに要請し、その間に日本でのキリスト教の布教を認めようとするのである。スペイン、ポルトガルの宣教師は九州長崎、あるいは鹿児島に上陸して、教会を建てて布教活動を行い、キリスト教徒の信徒を増やし続けるのである。とりわけ、九州の大名はキリスト教の布教と外国貿易とをワンセットとして位置づけ、外国貿易の利益を優先する政策を採用しようとする。

キリスト教の普及活動はザビエルによって九州から京都にかけて行なわれ、僧侶との間で対立を深めていく。僧侶は武装してキリスト教徒、さらに宣教師と対立を深め、激しい武力闘争を繰り返すこととなり、宗教戦争への様相を呈し始める。

豊臣秀吉はスペイン宣教師の野望を見抜き、最初にキリシタン禁令を布告し、警戒を強める。しかし、家康がメキシコの銅精錬技術の取得に固執し続ける結果、日本全国にキリスト宣教師の布教活動は広がる結果へ導くのであった。

家康がキリシタン禁令を布告する頃には、既にキリシタン信徒は村落共同体の奥深くへ入り込み、孫の代にまで信徒への洗礼を施

し、家族、親族へ奥深く入り込むのであった。

こうしたキリシタン教徒に包み込まれた徳川幕府は最初の危機を迎え、家康、秀忠そして家光の三代に渡るキリシタン禁令と鎖国政策とを推進することを余儀なくされることとなる。

しかし、キリシタン禁令だけでは農村共同体の農家、或いは城下町の町家に深く入り込むキリシタン教徒を排除する事は出来ず、地下活動を広汎に展開されることとなる。

家康、秀忠そして家光の三代に渡るキリシタン禁令と鎖国令を踏まえる体系的なキリシタン禁令政策はキリスト教国に対する仏教国へ日本を編成替する原因と化することとなるのである。こうした日本の仏教国への編成替は同時に鎖国体制への逆編成を伴うことともなる。

キリシタン禁教への鎖国体制は、同時に、日本全国を仏教徒に編成する仏教国へ移行することを必然化させる。これまでの鎖国に関する研究は、最近の研究として鈴木莊一『鎖国の正体』（柏書房）に代表される。鎖国とは対外関係を中国、オランダ以外に隔離する閉鎖性を指しているのである。他方、『東京百年史』は鎖国の取扱いを欠落させているが、この点注目すべき点である。

これまでの鎖国研究は世界からの貿易及び人の交流を断つことを主要な根拠にして、さらに、真の鎖国論を展開しようとする。

しかし、オランダの西洋国と東洋の中国との貿易はわずか二カ国に限定されるにしても、世界の黄金国と見なされる徳川幕府の黄金を吸収し、徳川幕府の貿易支払を不能にする程度の大規模さである。こうした長崎貿易は鎖国の中で行なわれているその大規模な貿易の大きさをどう理解すべきだろうか。第一の問題点である。

さらに、世界との交流を断つ徳川幕府は平和社会を築く精神の柱を何に求めて、平和社会の精神の安定感をどう生み出すのであろうか。問題点の第二である。この点は元禄文化の仏教的特質について次稿で明らかにする。

徳川家康はキリシタン禁令を全国に展開する、と同時に「御條目宗門檀那請合之掟」(慶長十八年五月)は全国の寺社に町・村全員の檀那改めと宗教改めとを実施し、仏教国の確立を計ることで鎖国の宗教支配を達成しようとする。鎖国とはキリシタン禁教に対抗する仏教国へ発達し、徳川幕府の宗教国家基盤として機能することを指すものと、ここでは規定する。

こうした仏教国へ国家を閉ざすことは、キリシタン禁令に寄る徳川幕府の宗教政策に根ざし、鎖国の日本的特異性として現われ、ペルー王国及びメキシコ国のスペイン支配に対抗する総力戦体制として現われ、世界史の中で特異な国家体制を発展させる原因となる。

とするなら、徳川家康は仏教国家への移行を自ら亡くなった後も徳川幕府の守護神と化して守り続けることを遺訓とするのである。その際、天台宗の天海は家康を天台宗の門徒として育て、さらに、最澄の比叡山延暦寺に対応する関東の寛永寺を上野に建て、仏教国家＝鎮護国家として鬼門に位置する江戸城を守護するように位置づけるのである。

仏教国家へ発展する徳川幕府は、長崎貿易の繁栄で元禄文化を育み、井原西鶴を中心にする豪商と好色文学に特色づけられる発達期を迎える。何故元禄文化は徳川幕府最初の文化時代となったのか。次稿の課題であるが、井原西鶴の「日本永代蔵」、さらに「世間胸

算用」は元禄文化と分限者及び長者の接点を仏教の仏と神とに求める特異な文学となる。

以上のように本稿の課題は次稿の三点を中心に解決される。(一)は鎖国＝仏教国家の形成を天台宗と天海を中心に解明し、(二)は元禄文化の経済的・文化的課題と勘定奉行萩原重秀の貨幣改鑄政策を取りあげ、(三)は長崎貿易と住友別子銅山の生誕過程とを分析する。

これら三点の課題とその解明は徳川幕府の初期構造の特質を解明することとなる。仏教国家は家康、秀忠そして家光によって鎖国のキリシタン禁教令への徳川幕府による総力戦体制の構築として体制化され、家康の大権現によって守られ続けられることとなる。天海の天台宗は仏教国家のシンボルとして江戸時代に発達するので、天台宗の教え・信仰・歴史を明らかにすることは徳川幕府の支配精神を解き明かすことになると考える。この点は五代綱吉の憐みの精神は以後徳川幕府の精神的支柱となる。

一 鎖国とキリシタン禁令―仏教国家への展開

鳥原の乱はキリシタン教徒と仏教国家の信徒との宗教戦争の総決算であり、フランシスコ・ザビエルのキリスト教布教への結果でもある。

一五四九年にザビエルは鹿児島に上陸して布教活動を開始する。鳥原(寛永十四)の乱は一六三七年に起る。ザビエルの布教から鳥原の乱迄は八十八年間に渡る(寛永十四)のである。この約九十年に及ぶキリシタン布教活動は北海道から九州迄の町々そして村々の奥深へ入り込み、父母、子供そして孫への代迄に浸透し、このキリシタン教徒を排除するために、徳川幕府はその支配期間の二百六十年余りの全期間を動員する根の深いものと

なるのである。

キリシタン禁教令は寺社の旦那家族の全員に関する信徒の宗門改め調査によつて一人をも欠かさない厳格さと及び家族悉皆調査でもあることから仏教国家発展への証明となる。この仏教帰属調査は宗派の末寺によつて全国調査に及ぶのである。この結果、寺社への信者の認定は、仏教の信徒を全国の隅々にまで網羅し、仏教国家であることを証明する全国悉皆調査ともなるのである。こうしたキリシタン禁教令に貫かれる徳川幕府の調査意図は国民の仏教信徒を確認し、仏教国家の強化を確立することである。二代將軍秀忠は慶長十八年にキリシタン禁令として次の「伴天連追放令」を発し、仏教国家調査への礎とする。

慶長十八年十二月

伴天連追放文

乾為レ父坤為レ母人生ニ於其中間ニ才於レ是定矣夫日本者元是神国也陰陽不レ測名レ之謂神聖之為レ聖靈之為レ靈誰不ニ尊崇一況人之得レ生悉陰陽之所レ感也五體六塵起居動靜須臾不レ離レ神神非レ求ニ于他一人々具足箇々圓成迺是神之鉢也又稱ニ仏国一不レ無レ據文云惟神明應迹国而大日之本国矣法華曰諸佛救レ世者住ニ於大神通一為レ悅一衆生一故現ニ無量神力一此金口妙文神興レ佛其名異而趣一者恰如レ合符節一上古緇素各蒙神助一航ニ大洋一而遠入ニ震旦一求ニ佛家之法一求ニ仁道之教一孜孜屹々而内外之典籍負将来後來之末字師々相承の々傳受佛法之昌盛超ニ越於異朝一豈是非ニ佛法東漸一乎爰吉利支丹之徒党適來ニ日本一非下齋渡ニ商船一而通ニ資財一叨欲レ弘ニ邪法一惑ニ正宗一以改ニ域中之政一是大禍之萌也不レ可レ不レ制矣日本者神国佛国而尊レ神敬レ佛專ニ仁義之道一匡ニ善惡之法一有ニ過犯之輩一隨ニ其輕重一行ニ墨劔荆宮大辟之五刑一禮曰裏多而服五、

罪多而刑五、罪之疑者乃以レ神為レ證誓定ニ罪罰之條目一犯不犯之區別

纖毫差五逆十惡之罪人者是佛神三至人天大衆之所ニ棄指一也積惡之餘殃難レ逃或斬罪或炮烙獲レ罪如レ是勸善懲惡之道也欲レ制レ惡々易レ積欲レ進レ善々難レ保豈不レ加ニ炳誠一乎現世猶如レ此後世冥道問老之呵責三世諸佛難レ救歷代列祖不レ奈可レ畏彼伴天連徒党皆反ニ件政令一嫌疑神道一誹ニ誇正法一殘レ疑損レ善見レ有ニ刑人一載欣載奔自拜自禮以レ是為ニ宗之本懷一非ニ邪法一何哉實神敵佛敵也急不レ禁後世必有ニ國家之患殊司號令不レ制レ之却蒙ニ天譴矣日本国之内尺寸地無レ所措ニ手足一速掃蕪之強有ニ違レ命者一可レ刑ニ罰之ニ受今幸天之詔命一主ニ于日域一乘ニ国柄一考有レ年ニ於茲一外顯ニ五常之至徳一内掃ニ一大之藏教一是故国豊民安絳曰現世安穩後生善所孔子又曰身体髮皮受ニ于父母一不ニ敢毀傷一孝之始也全ニ其身一乃是敬神也早斥ニ彼邪法一彌昌ニ吾正法一世既難レ及ニ澆季一益ニ神道佛法紹隆之善政一也一天四海宜ニ承知ニ莫敢違失一矣

慶長十八年十二月

御朱印

將軍秀忠様の御印也日本国中諸人可レ存ニ此旨一御誼也板倉周防守持レ是上落也追放之總奉行大久保相模守也相州次レ之

この伴天連追放文では仏教国への展開について次の三点に要約される。

第一は日本は昔から神国として歴史を刻んで来た点である。

第二は日本は仏国とも称されて今日に及んでいる点である。

第三は神と仏とは一体である。昔、神は助けとなる仏を震旦から日本へ連れて帰り、仏法を以てキリシタンと対峙した点である。さらには仏は勸善懲惡の道を追加するのである。また、仏は歴代列祖の

危難をも救ったのである。さらに、仏はキリシタン徒党とその邪法を宗教の教えから論破し、神の敵、及び仏の敵を破り、宗教の本懐を遂げるのであった。かくて仏は日本国を豊かにし、現世安穩にするのである。他方神は仏の功績を敬い、神道と仏法とに依る善政の栄えを願うのである。

徳川幕府はキリシタン禁令を日本全国に制定し、神の協力の下に仏法の支配する仏教国を確立して、キリシタンに対する鎖国を宗教の面に於いて確立する契機となる。

徳川家康はキリシタン禁令に基づいて仏教の鎖国体制の中で日本を守り、平和社会への国家発展を果すべく天台宗徒として東照大権現になり、徳川幕府と仏教国日本を見守り続けるのを死後の役目とするのである。

二 鎖国令の推移

前節ではキリシタン禁令の全国的実施は、キリシタン宣教師と信徒の全国的広がりに対抗する「仏教国」への発展への道である点について述べてきた。

この章では、キリシタン禁令の第二の対策として鎖国令を取り上げる。

徳川幕府の鎖国令は次頁の図表一に示される如く家康の(一)初期鎖国令、(二)秀忠の中期鎖国令そして(三)家光の(イ)鎖国令と(ロ)「鎖国の完成」へと三段階を経て体系化される。

図表一は徳川三代に渡る鎖国令の推移を示すものである。

この図表一で注目する点は*印の(一)鎖国令と(二)「鎖国の完成」の表現である。

第一の「鎖国令」は(A)「幕府、外国船の入港・貿易を長崎に限り、日本人の海外渡航・帰国を禁止する」のである。

第二の「鎖国令」は(B)「幕府、ポルトガル船の日本渡航を禁止、長崎奉行、来航のポルトガル船に渡航禁止と通告し、帰帆させる」ことで完成したと結論づける。

以上の疑問を解明するため、(A)寛永十二年と(B)十六年の鎖国令とその条文を次に取り上げる。

寛文十二年の鎖国令は(1)條々長崎、(2)家光の敕命(九月六日)、(3)寛永十三年鎖国令との三部構成になっているが、次に各々の鎖国令を掲げる。

(一)寛永十二年(一六五五)の鎖国令

(一)條々 長崎

(1)一異国江日本之船遣之儀堅停止之事

(2)一日本人異国江遣し申間敷候若忍ひ候而乗渡る者於有之ハ其者ハ死罪其船船主共ニ留置言上可仕事

(3)一異国江渡り住宅仕有之日本人来り候ハ、死罪可申付事

(4)一伴天連之宗旨有之所江ハ兩人より申渡し可遂穿撃事

(5)一伴天連訴人褒美之事

上之訴人ニハ銀子百枚其ヨリ下ニハ其忠に志たかひ可相計事

(6)一異国船申分有之而江戸江言上之間番船之事此以前之如く大村方江可申越事

(7)一伴天連之宗旨改候南蛮人其外悪名之者有之時ハ如前々大村之籠ニ

図表一 徳川幕府の鎖国令

	年代	鎖国令
↑家康↓	慶長 9 (1604)	幕府、糸割符法を制定し、京都・堺・長崎の商人にポルトガル船舶載生糸の一括購入の特権を与える
	17 (1612) 19 (1614) 元和 2 (1616) 5 (1619) 7 (1621) 8 (1622)	幕府、キリシタンを禁じ、京都の教会堂を毀す。 高山右近らキリシタン 148 人をマニラ・マカオに追放 中国船以外の外国船の来航地を長崎・平戸に限定する。 京都四条河原でキリシタンを処刑する 幕府、日本人の外国船便乗渡船・武器輸出・海賊行為を禁止する。 幕府、ズニガ・フロレンス両宣教師と平山常陳らを長崎で火刑にする。 キリシタン 55 名を長崎で処刑する (大殉教)
↑秀忠↓	9 (1623) 寛永元 (1624) 3 (1626) 4 (1627) 5 (1628) 7 (1630) 9 (1632) 10 (1633) 11 (1634) 12 (1635) 13 (1636) 14 (1637) 15 (1638) 16 (1639) 17 (1640) 18 (1641) 正保 4 (1647)	幕府、キリシタン多数を江戸芝で処刑する (この頃から、幕府、諸藩、改宗を拒むキリシタンをしばしば処刑する) イギリス人、平戸の商館を閉鎖、日本を去る。 幕府、前年薩摩に来航したフィリピン諸島長官の使節デニアヤラに復交拒絶を回答する。 この年、平野藤次郎・末次平蔵の朱印船、台湾で生糸を買占め、オランダ人と紛争を起す。 オランダ使節ピーテル＝スイツ、紛争解決の交渉不調により、台湾に引返す。 イスパニア艦隊、メナム河口で朱印船を捕獲、このため幕府、ポルトガル貿易を停止。 末次船船長浜田弥兵衛、台湾で長官 <u>スイツ</u> と紛争し、人質を交換、オランダ船を伴い、帰国。幕府これらを抑留する。 マカオの使節ドン＝ゴンサロ＝シルベイラ来日、寛永 5 年以来停止のポルトガル貿易再開を許される。 この年、山田長政、シャムで毒殺される。幕府、キリシタンらをルソンに追放、同宗の書籍輸入を禁止する。 幕府、スイツの身柄引渡しと交換にオランダ人の人質と船を返す。 奉書船以外の海外渡航を禁止する。在外 5 年以上の日本人の帰国禁止、貿易制限およびキリシタン取締りの法令を出す。 長崎町人に出島を築かせる (寛永 ¹⁶³⁶ 13 年完成) ◎幕府、外国船の入港・貿易を長崎に限り、日本人の海外渡航・帰国を禁止する* (鎖国令) 前年の鎖国令を強化する。来航ポルトガル人を出島に隔離 島原のキリシタン、圧政に反対して蜂起、天草の教徒も呼応する。板倉重昌、ついで松平信綱を島原・天草一揆鎮圧のため派遣する。一揆、原城に籠る。 原城総攻撃、板倉重昌戦死 (51)、原城陥落。キリシタン宗を厳禁する。 ◎幕府、ポルトガル船の日本渡航を禁止。長崎奉行、来航のポルトガル船に渡航禁止を通告し、帰帆させる* (鎖国の完成) 長崎渡航のポルトガル船を焼き、乗組員を切る。 オランダ商館を平戸より長崎出島に移す。オランダ船の搭載する白糸に糸割符を適用する。 ポルトガル船 2 隻長崎に来航し通商を請う。幕府、ポルトガル船に通商拒絶を通告し、帰帆させる。
	↑家光↓	

歴史学研究会編「日本史年表」(岩波書店) 152-161 頁より作成

可入置事

(8) 一伴天連之儀船中之改迄念入可申付事

(9) 一諸色一所買取申儀停止之事

(10) 一武士之面々長崎におゐて異国船之荷物唐人ヨリ直に買取候儀停止之事

(11) 一異国船荷物之書立江戸江注進候而返事無之以前ニも前々之如く商売可申付事

(12) 一異国船つみ来候白糸値段を立候而不残五ヶ所其外書付之所割符可仕事

(13) 一糸之外諸色之儀糸之値段極り候而上相對次第商売可仕但唐船者小船之事ニ候而見計可申付事

附荷物之代銀値段立候而上可為廿日地事
(14) 一異国船もとり候事九月廿日切たるへし若をそく来り候船ハ着候而より可為五十日切也唐船者見計かりかたより跡ニ出船可申付事

(15) 一異国船売残し之荷物預ケ置候儀も又預り候儀も停止之事

(16) 一五ヶ所惣代之者長崎江参着之儀七月五日切たるへし其よりもおそく参り候者ニハ割符をはつし可申事

(17) 一平戸江着候船も長崎之糸之値段之如くなるへく長崎ニ直段立候ハぬ以前ニ而売停止之事

右可被守皆旨者也仍而執達如件

(二) 寛永十二年九月六日(家光の厳命)

此の日、譜代並に諸物頭をめして、天主教の事を厳命あり。邪教の禁、前代既に之を厳にす。公に至りて益峻厳、悉之を誅鋤す。前後誅する者、凡二十八万人と云。

伴天連并切支丹宗旨之儀、從此以前、雖レ為御制禁、至三千今一無断絶様、被レ聞召之間、弥領内並面々家中、急度相改、自然右

之宗門於有レ之は、捕置可致レ言ニ上之、自分之儀者勿論、組中与力步行同心以下迄、可ニ相触之旨、執政之面々、於御白書院、上意之趣、年寄中被ニ申渡一事

同月七日

伴天連并切支丹宗旨、從此以前、御制禁候得ども、今に断絶無レ之様被ニ聞召一候、依レ之堅御法度被ニ仰生一候間、領分能々穿鑿候て、自然右之宗門於有レ之は擲置、急度可致レ言ニ上候以上、如レ此諸国之大名小名へ奉書被レ遣候、御近所之衆も、不レ残右之通御年寄衆より被ニ仰渡、其御心得にて、御知行所并被召遣一候者共、能々御穿鑿尤候

寛永十二亥九月七日 大目付 目付

寛永十二年

加賀守

豊後守

伊豆守

讃岐守

大炊守

榊原飛騨守殿

仙口大和守殿

(三) 寛永十三年鎖国令

寛永十三年之奉書左ノ三條ヲ改正増加シテ餘ハ寛永十二年ニ同シ因テ全文ヲ略シテ茲ニ附記ス改正

一伴天連之訴人者其品ニ寄或ハ三百枚或ハ貳百枚たるへし其外ハ此以前之如く相計可申事

増加

一南蛮人子孫不残置詳ニ堅可申付事若令違反残置族有之ニおゐてハ其者ハ死罪一類之者ハ科之輕重ニより可申付事

一 南蛮人長崎ニ而持候子并右之子共之内養子ニ仕候之父母等悉雖為
死罪身命を助ケ南蛮人江被遣候間自然彼者共之内重而日本江来歟又
者文通有之おゐてハ本人者勿論死罪親類以下迄隨科之輕重可申付
事

(四)寛永十六卯年七月五日

切支丹之儀ニ付浦々御仕置

條々

一 一きりしたん之宗門雖為御制禁今以從彼国密々伴天連を差渡付而今度
かれかた船着岸之儀御停止之事
一 領内浦々常々恠成者を附置不審有之船来におゐては入念可相改之自
然異国船逢難風令着岸之時ハ從先年如御定早々船中之人数を改め陸
地江不上して早速長崎江可送遣之事
一 自然不審なる者船にのせ来又ハ密々其船中之者を陸へ上之輩あらハ
可申出之隨訴人之高下急度御褒美可被下
右之條々所被仰出也仍執達如件

寛永十六年七月五日

対馬守

豊後守

伊豆守

右諸大名江被仰出浦々御仕置奉書

(一)寛永十二年「條々長崎」は十七ヶ条から成る。

一条 日本船の異国へ出航停止

二条 日本人の異国へ行くことを禁止

三条 異国からの婦国人死刑

四条 キリシタン教徒への穿鑿

五条 訴人償金

六条 異国船取調実施

七条 改め南蛮人も籠入の事

八条 船中改めの事

九条 荷買占め禁止

十条 武士の船荷買取停止の事

十一条 荷物取引許可の事

十二条 白糸割符取引

十三条 荷物の相対取引

十四条 帰る月日時の時定時制

十五条 余り荷物預け禁止

十六条 割符制による取引

十七条 平戸と長崎取引値段段同一の事

以上の要約文に示されるように、この寛永十二年鎖国令は(一)長崎・平戸への貿易取引許可と(二)日本船・日本人の出航・出国禁止の二本立となっていることから、家光の鎖国令の過渡的性格をあらわしている。こうした寛永十二年の鎖国令三条は十六年に完成鎖国令として完結し、「鎖国の完成」となるが、この点について次に要約される。

鎖国条項

二、台風、季節風で日本の港に迷い込んだら人数を調べて長崎へ送り返す緊急対応の鎖国条項

三、船中から陸へ上陸する者を訴えれば賞する。上陸するキリシタンを捕える鎖国令の原則を掲げる。

前述した図表の中でこの寛永十六年鎖国令が鎖国令の完成と位置づけるに至ったのはこの三条、つまり(1)キリシタン禁令国の船の着岸停止による鎖国の達成、(2)例え難風の緊急避難しても誰も上陸することを禁止する鎖国令の徹底、そして(3)長崎港に着く異国船から不審者の上陸に対する訴人の訴えでキリシタン教徒の排除を完結させる点である。かくて、長崎貿易は中国とオランダ船の二国に制限し、キリシタン教徒及び海外帰国日本人の移出入禁止で「鎖国令の完成」を達成することとなる。

三 長崎貿易の对中国政策

(一) 奉書船の時代―対明、対清貿易

長崎貿易は、寛永十六年(一六三九)の「鎖国の完成」に外国貿易を中国とオランダの二ヶ国に限定して再出発することとなる。しかし、この鎖国貿易を推進するため、キリシタン禁令を踏まえる奉書船によって次のように進められる。

寛永十四年二月

長崎奉行江之奉書 寛永十一年

覚

- 一 異國江奉書船之外舟遣候儀堅停止之事
- 一 奉書船之外ニ日本人異國江遣申間敷候若忍候而乗まいる候もの於有之ハ其ものハ死罪其船并船主共ニ留置官上可任之事
- 一 異國江渡住宅在之日本人來候ハハ死罪可申付候但不及是非仕合有之而異國ニ致運留五年より内ニ罷歸候ものハ遂穿鑿日本ニどまり可申ニつきては御免併異國江又可立歸ニあむては死罪可申付候事
- 一 伴天連宗旨有之所江ハ從兩人可申遣之事
- 一 伴天連訴人はうひの事
- 一 附上之訴人には銀百枚より下ハ其忠にまたかひ可相計之事
- 一 異國船申分有之而江戸江言上之間番船之事如前々大村方江可申越之事
- 一 伴天連宗旨弘候南蠻人其外悪名之もの有之時ハ如前々大村方之罷ニ可入置之事
- 一 伴天連之儀船中之改造入念可申付事

- 一 諸品一所江買取申儀停止之事
 - 一 奉公人於長崎異國船之荷物唐人前より直ニ買取候儀停止之事
 - 一 異國船荷物の書立江戸江注進候而返事無之以前にも如前々商賣可申付事
 - 一 異國船ニつみ來り候白糸直段を立候而不殘五ヶ所ハ割符可仕之事
 - 一 糸之外諸色之儀糸之直段極極而之上相對次第商賣可仕之事
 - 一 附荷物代銀直段立候而之上可爲廿日切之事
 - 一 異國船もどり候事九月廿日切たるへき事
 - 一 但運來候船ハ着候而五十日切たるへき事
 - 一 異國船賣殘し之荷物預置候儀も又預り候事も停止之事
 - 一 五ヶ所之商人長崎江來着候儀七月廿日切たるへしうれより遅く參候者ハ割符をばつし可申事
 - 一 薩摩平戸其外いつれ之浦に若候船も長崎之糸之直段之如くたるへし長崎にて直段立候ハぬ以前商賣停止之事
 - 一 右條々可被守此旨もの也仍執達如件
- 寛永十年西二月廿八日

伊 信 齋 大
伊 信 齋 大
實 濱 岐 炊
曾我又左衛門殿
今村傳四郎殿

〔徳川禁令考〕569頁

長崎貿易は(一)中国からの奉書船として長崎への入港を許可して、(二)キリシタン禁令を厳守させ、(三)奉書船の唐人商人のもたらす白糸取引を「相對次第商売」で行ない、(四)参加する日本人商人は割符を有する五ヶ所商人に限られる等を中心に行なわれ、世界最高級の中国白糸を取引する点に眼目を置き、従来と変わらない中国との貿易形態となっている。しかも、中国船との取引は自由貿易の形を取り続け、この結果、日本の金銀銅の大量流失を続けていくこととなるのである。

奉書船貿易は寛永十七年に「大明商船」によって営まれることになるが、このことは寛永十七年の「禁耶狀論大明商船」令によって

次のように明らかとなる。

禁耶狀論大明商船 此狀誤脫多クソテ禮カマシ
始ラケテ後考テ依ツ

寛永十七年仲秋

日本國欽差使井上親後守政重告諭大明國諸舟主狀

一頃年阿媽港繼觸詭于商賈、來於長崎、竊張邪道、勿引炭之民我大君聰明英武早察之制禁嚴肅而國畏服若信彼邪法者、發覺則罪夷三族、然彼船中匿載號伴天連者來經民探人故去年降欽命、經阿媽港、日無再起于本朝、若有重到、則彼船其船誅其人無口類、無下字、今茲彼燈賊不順嚴旨、伴爲乞和者來、欺大君震怒遣使節到長崎、縛其徒七十人、悉皆爲首、燒其船、并器財沈于海、是汝曹之所規規、見也、自今以徃、守我法、賣船往來多易、則彼此利也。

一蠻之自阿媽港來者、既伏其罪、耶蘇之禁嚴、然則彼必不得來、然猶欲其弘法、則耶蘇妖僧或爲有髮或爲無髮或裝唐人之形或衣日本之服、隱汝曹船底、到于本朝、竊惑愚民、亦不可知也、然其猫眼亢鼻亦齧鳩舌、則焉度哉、欲度之則大愚也、大罪也、且又先是我民之入蠻而習彼法、爲妖師者、蓋可有之、他徒以之爲日本人、或爲大明人、潛藏來乎、是又不可、檢也、如此則汝合船無老弱皆殺而無赦、且燒沈其船者、必異心國々大禁、而後入者、中華之制而汝曹不可逃也、謹守嚴制、勿騙于蠻、

一仄聞蠻賊以重賄附汝曹、而後竊匿耶蘇人于船底、至於我地、放置之海岸、僞爲不知、所由來者、其然乎、若果然、則早至長崎、可當申告、以汝曹爲忠款、而其恩賜於汝須多於彼重、若干也、勿疑焉、若隱而不告、則必誅之、忿々如律令、

寛永十七年仲秋日

この鎖国令が大明商船へ適用され、嚴罰を課する主旨は日本国大使井上筑後守から大明国船の船長、及び水主に対して鎖国令とキリシタン禁令との組合せで制定される鎖国令について次の四点を強調するのである。

第一点はキリシタン禁令を犯してキリシタン信者を日本へ密入国させるべく謀りごとをする点である。そのため、第一に中国服を着せてキリシタン信徒を船中に匿う場合、嚴罰されることである。

第二点は日本の服を着せて日本人に変装させたら、嚴罰されることとなる。

第三点はキリシタン信徒を船底に匿し、日本への入国に手助けするなら、嚴罰されることである。

第四点は信徒を唐人に変装させ、日本への密入国に手助けするなら嚴罰される点である。さらに、日本の海岸へ密かに潜り込ませるのに援助する場合も嚴罰される点である。

これら四点はキリシタン禁令と鎖国令とに違反する場合、必誅となるのである。

以上のように、三代將軍家光は大明商船に対してキリシタン禁令と鎖国令とを嚴重に守らせ、対明貿易を続け、徳川幕府の成立期における安定的成長への礎と見做すのである。

(二) 長崎貿易と中国の産業構造

明、清は共通して西欧を蛮族として見做し、徳川幕府のようにキリシタン禁令と鎖国令とでもって対応しようとすることをせず、東南アジア諸国並みの野蛮として同族視し、徳川幕府と異なる対応をする。日本でも、室町幕府から戦国時代にかけてこれらスペイン、ポルトガル人を南蛮人と称し、むしろ貿易とキリスト教布教とを一对として位置づけ、利益を優先させる政策を採用するのであった。南蛮貿易は主に九州の戦国大名を中心に競って進められた。とりわけ貿易で持たらず織物類、香料、薬種、鉄砲等は高く売れ、商人と戦国大名とに益するのである。白糸は博多織りを発達させ、京の西陣と二分する程度の商品となる。この輸入への支払いは金貨で支払われ、重量三百屯に達すると云われる。

こうした大量の金の流失は、豊臣秀吉、さらに徳川家康を驚かせ、石見、佐渡などの金鉱を開鉱させた。再び、長崎貿易は朱印貿易を發展させ、オランダ、明と貿易を推進する。

長崎貿易の清商人は次の二種類の輸出品を次のよう二分分類する。

(イ)本売荷物―(一)砂糖、蘇木、藤、象牙、針丹、鉛、水銀、朱、紫檀等の唐木類、茶碗、唐紙、麝香、龍腦、大黃、甘艸、亀甲、紺青、緑青、茶割皿、筆墨、文具類、書画掛物折本、古器物類、錫器類、銅真鍮手爐の類、珊瑚珠、硝子類、甌物類、色草、團扇、扇子、傘、砂糖漬物類、籐 (二)毛氈、更紗、白糸、毛胴着類、絨氈、敷物類

(ロ)別段売荷物―水夫等の商売

以上の輸入商品は横井時冬の『日本商業史』(244頁)(改造社出版)に由る清商船の輸出品である。

他方、西川如見は「華夷通商考」(岩波文庫)を記し、清朝二京十三省の産物(土産)を取り上げる。この記録の分析は地域産業史を踏まえ、十三省の全体像を抽出し、清朝の産業発達を導き出す資料ともなる。封建制の産業発展はその頂点に白糸を位置づけ、繊維産業の発達を以て高度経済発展段階と規定し、三角形の頂点に位置づけることとする(図表三)。

長崎貿易による白糸を加工する、西陣を中心にする日本の産業発展は中国の長崎貿易に負う従属的位置の中で漸次絹、綿産業の農村工業を発達させて、中国から独立しようとする。長崎貿易は生糸を介して日本と中国との間で産業的競争を漸次激化させることとなる。その導火線は正徳改革の長崎貿易の支払銅不足に由る年額制への移行に正徳新例の改革を契機にするのである。

したがって、ここでは清国十三州の産業(土産)の分析と、その中における生糸、綿、衣類等の織業産業を頂点にする地方産業構造を分析する点であり、次の図表二に要約される。

図表二 清国十三省の(1)輸出土産と(2)繊維産業

中国二京十三省	(1)輸出土産	(2)内 綿・生糸・衣類
北京 南京	人参・丹錫・水晶・瑪瑙・紙・土焼物・銀魚・薬 書籍・応天紙・書翰紙・墨・筆・扇子・箔 硯石・線香・針・櫛篋・匂袋・造花 茶・茶瓶・磁器・鋳物道具・錫道具 象眼簾・塗物道具・緑青・明礬・紅豆 薬・甘草・紫金錠・人形・角細工・蠟葉・絵	綿絮 白糸・綾子・紗綾・縐紗・綾機・羅 紗・紵・閃緞・雲絹・綿・裏絹 五絲・柳條・襪襦・紬廣・金人木綿 絹紬・木綿・綾木綿・真綿・練綿・絲線 絳物
山東省 サントン (済南府)	牛黄・人参・阿膠・枸杞子・五味子・棗・金杏 蒙項茶・河鮫・襪襦・黄丹・白礬・硯 五色石・石膏・滑石・方竹・朴硝・土焼・皮・茶 薬種・細物道具	真綿
山西省 サンスイ (太原府)	人参・香・芽香・香皮・甘草・石礫・花斑石 瑪瑙・龍骨・天花粉・薬種	毛氈
陝西省 (西安府)	瑪瑙・絵具・熊膽・辰砂・水銀・麝香・茶 紫河車・雄黄・天南星・細辛・薬種・石膽 鹿茸・蜂・金紫草・芎藭・秦朮・骨碎補・商陸 牡丹・當帰・灸門冬・天門冬・石菖・乳香 海金砂・金紫せん・石油・やきもの・錦鶏・いんこ 豹皮・牛毛・薬種・馬	毛氈・天麻

(次頁に続く)

(前頁の続き)

中国二京十三省	(1)輸出土産	(2)内 綿・生糸・衣類
河南省 (開封府)	牛黄彰・磁石・もくさ・熊胆・烏梅・牡丹皮 じゃ香・鹿茸・地黄・山薬・天門冬・紅花 麻黄・遠志・瓷器・土やきもの・半弓・石青・香 橙 白花蛇・緑毛亀・茶・碁石・薬種	
湖廣省 コカン (武昌府)	茶・紙・水晶・白蠟・黄蠟・水銀・朱砂・海金沙 石青・石緑・麝香・電丸・石膏・五倍子・硯石 柑橘・梔子・貝母・芒硝・箭竹・方竹・香燈 ぶしゆかん・斑析・銀杏・漆・黄精・地榆 金稜藤・金星草・白黄・白花蛇・緑毛亀・異蛇 石燕・薬種・三毛ネコ・みさごのすん・豺・豹・猿 熊・野猫	葛布・綿布・綿花
こうせい 江西省 キャンスイ (南昌府)	茶・紙・水晶・石緑・絵具・石蜜・矢竹 斑竹・黄精・地黄・石茸・雲母・石斛・薬種 紫草・仙茅・茶磨・金銀銅鉄鉛錫	葛布・金絲布・綿・紵布
せつこう 浙江省 チェッキャン (杭州府)	羅・裏絹・茶・紙・竹紙・扇子・筆 墨・硯石・瓷器・やきもの・茶碗薬・漆 燕脂・方竹・冬筍・南棗・黄精・紅花木犀	雲絹・錦・金子布・葛布・毛氈・綿 白糸・縹紗・綾子・綾機・紗綾 なんきんどんす
ホッケン 福建省 ホクチュウ (福州府)	書物・墨蹟・絵・墨・筆・紙・砂糖 甘蔗・仏手柑・龍眼・荔枝・天門冬 明礬・緑礬・花文石・鹿角菜・紫莢・牛筋 つちやきもの・人蕉・線香・鋳物道具・塗物 古董・扇子・櫛・針・蠟・降真香・薬 茴香・はすのせん・にべ・茶・砂糖・漬物・落花 生	布(永春布)・葛布・白糸・綾子・縹紗・五絲 紗綾・八絲・柳篋・綾機・紗・紵・羅 紬・絹紬・閃緞・天鷲絨・裏絹・絲綜・木 綿・畦布・てぐす糸・真綿
広東省 かんとん (広州府)	塗物・土焼物・佛像・銅器・錫器 丹砂・亜鉛・針・眼鏡・龍眼・沈香 烏木・べっこう・香・薬物・漆・水銀 鍋・硯石・車渠・花駄木・藤・薬	白糸・黄糸・錦・金緞・二彩・五絲 七絲・びろうど・八絲・閃緞・鎖服 柳篋・綾子・縹紗・紗綾・絹紬 紵・絹・綢・てぐす
広西省 かんすい (桂林府)	龍眼・荔枝・橄欖・鉄刀木・桂心・辰砂 仙茅・縮砂・烏蛇・豆蔻・草菓・藤・薬種 降真・蠟・烏薬・雄黄・石燕・象・錦雞	木綿・紵布
雲南省 インチム (雲南府)	沈香・白檀・浮香・木香・安息香・人參 肉桂・松子・烏木・紫且・蘇木・胡椒 琥珀・錫・石青・石緑・詞子・鹿茸 花文石・滑石・茶・漆・パンヤ・波羅蜜 藤・ちゃば鶏・狸々・薬	毛氈・毛褐(けをりの物)・細布(上もめんの 物) 仙茅同細布(上もめんの物)・火流布(鼠の毛 にて織りたる物)・兜羅綿
貴州省 クイチウ (貴陽府)	朱砂・水銀・雄黄・菖蒲・鉛・蠟・芙蓉 石榴・烏頭・木香・木瓜・矢竹・茶・鉄・馬・薬	
四川省 スチコン (成都府)	扇子・水銀・牛黄・丹砂・雄黄・羊角・天雄・甘松 黄連・金・牡再皮・木瓜・貝母・五加皮・天門冬 外麻・松子・漆・茶・硯・蜜・石瓜・石緑・薬	黄糸・毛氈

西川如見「華夷通商考」(岩波文庫) 72-105 頁より作成

以上の図表二から中華十五省の輸入内訳表については次の三点に要約される。

第一点は清の輸出を支える産業構造についてであるが、清の産業構造は貿易と結びついて発展している点である。こうした貿易と産業構造の内的連関は日本への輸出品の(1)土産^{みやげ}＝産業製品と(2)生糸・綿等繊維産業との両方の産業を発達させている地域^{II}省を高度産業発展地域とする。貿易と地域産業の内的関連を最も発達させている先進的経済発展省は港湾沿岸省に集中して、とりわけ南京省を第一位とする。その港は上海港である。

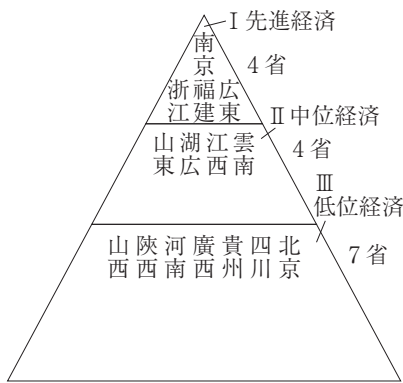
第二点目は次の第二位の貿易と産業発展の省とは香港を有する広東省である。

①南京省と①広東省とは中華十五省の中で先進的経済発展省として長崎貿易の中心的役割を果たしている。とりわけ、南京省の輸出(＝土産)で最大の生糸・絹・木綿類が長崎港から日本全国へ流通し、京都西陣を初めとする日本の国産生糸・呉服との競争に直面し、紡績・織布そして染色技術において両国の経済発展を導き、日本と中華との国際的関係の発展への導火線となっている点に注目すべきである。鎖国の中での徳川幕府と中国との長崎貿易は両国の経済発展の歯車の両輪として機能しているのに注目すべきである。

第三点は先進的経済発展省の①南京省、②広東省に続いて、③は福建省である。福建省は廣東省の東側に位置して太平洋側に面している。福建省は土産(輸出品)と繊維製品(生糸・絹、綿産業)との両産業を発達させている先進的経済圏として発展するのである。

以上の最高先進的経済省(南京、広東省、福建省)に続く中位先進

図表三 中華 15 省の経済発展段階



中位経済発展省に続くのは主に内陸に位置し、従って港湾を有しない後進的領域省である。この後進的経済発展地域は(1)北京省、(2)山西省、(3)陝西省、(4)西安徽省、(5)雲南省、(6)貴州省そして(7)四川省等の九省である。

経済省は④浙江省、⑤江西省そして⑥湖広省等であり、中華の沿岸に位置して輸出産業と一般産業との二つの基軸的経済を発達させ、先進的経済構造を不完全ながらも維持しているのである。

以上のように中国の先進的経済圏は貿易産業(白糸)と一般産業とを両輪にする基本経済構造として発展するのである。

この先進的経済圏に続くのは中位経済圏であり、山東省、湖広省、そして江西省の三省である。先進的経済圏に比べて中位経済圏は生糸・綿の繊維産業の後進性を特徴としている点である。山東省は海岸沿いに、そして湖広省と江西省は内陸に位置し、隣県に港湾を有する中間省と見なされる。

中華の経済発展段階は次の図表三の三角形に表される。長崎貿易は清にとって経済発展を図るために重要な貿易となっている。かくて中国は生糸の産業中心地として世界の先進的経済圏を発達させ、西洋列強国の注目の的となるのである。イギ

リスは一六〇〇年に東インド会社を通してイギリス—インド—中国との間に三角貿易を發展させ、東南アジアへ進出しようとする。イギリスの移民は北アメリカへ進出し、フランス、スペインを破り、アメリカの独立戦争を勝ち取る。イギリスの援助を受け、アメリカは太平洋を渡り東南アジアへの進出を進めようとする。世界史は日本の鎖国令に直面し、打開策を検討し始める。ロシアはシベリアを横断し、カムチャッカ半島から北方七島へ迫り、鎖国令に直面して軍事的対応へ転進しようとする。

四 オランダ仲継貿易と長崎貿易

オランダの仲継貿易は東南アジアの植民地貿易で得る胡椒、白糸、香料、薬種を長崎へ輸出する特異な交易形態である。慶長三年（一五九八）にオランダ提督ジャックス・マフは艦隊五隻を率いて、イギリス人ウイリアム・アダムス、ヤンヨウスと共に家康に長崎貿易を求め、次に、ウエルホウヘンは艦隊を率いて慶長十四年平戸に着き、家康に通商を求めた。さらにジャマップ・スベッキスはアダムスの紹介で貿易する許可を得、長崎貿易を開始する。オランダは平戸から長崎へ移り、商館を建てて貿易主義に専念するのである。

かくて、オランダは東アジアの植民地、インド、中国の白糸、綿織物、砂糖、香料そして薬種等の植民地特産品をオランダの長崎貿易への輸入商品として仕上げ、支払われる金銀銅をオランダのスペインからの独立戦争資金及び独立国への財源として使用するのである。

次の図表四は三十ヶ国との仲継貿易によるオランダの輸出品構

成を示すものである。

西ヨーロッパの中でイギリスと並ぶ繊維産業大国のオランダは、長崎貿易へ綿工業製品と並び中国・インドの生糸・絹そして綿類を輸出する仲継貿易国として發展する。オランダをこうした世界貿易の仲継貿易国へ發展させる要因は東南アジアを中心とする次の図表四に示される三十国との植民地に依拠する仲継貿易の發達によるのである。

この図表四から窺えるようにオランダはスペイン、ポルトガルが南北アメリカのメキシコから太平洋を横切つて東南アジアへ航海するのに対して、アフリカ喜望峰↓ペルシャ湾↓インド↓マレー半島↓ジャワ（バンタン拠点）↓長崎へ達し、スペイン、ポルトガルより早く東南アジアのバタビヤや長崎に着くのである。こうした東南アジアの長崎航路は同時に東インド会社の植民地交易路と重なり、とりわけインドと中華の港で世界最高級の生糸（白糸）を得て長崎へ向かうのである。その意味でオランダの長崎輸出（土産）は世界三十ヶ国との植民地交易商品から成り、世界市場との取引と云えよう。

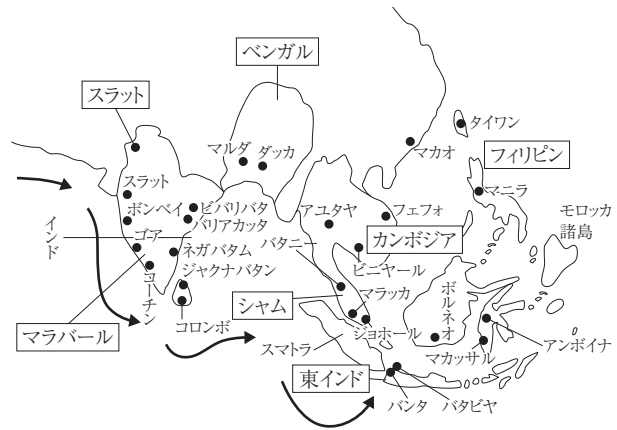
まさに、長崎港へ入港するオランダ船はオランダ植民地関係三十ヶ国の土産を輸出する世界貿易の取引を担い、長崎港の輸入土産として江戸幕府の文化・経済・衣裳・芸術・医学そして科学・天文学を支えることとなり、鎖国文化の担い手としてその使命を果たす。オランダとの鎖国交易は江戸文化と徳川幕府の發展のいしずえ礎として支えるのである。

長崎貿易を鎖国と定義したのは「元禄年中、和蘭の外科医檢夫來

図表四 オランダの仲継貿易

(2) 植民地貿易の土産	(1) 輸出土産	(2) 綿・生糸・衣類
オランダ人商売往來の国 三十ヶ国		
1) ケイラン	金こがね・硫黄・鹿皮・炭・沈香	
2) ソモンダラ (スマダ ラ) インド洋	胡椒・金子・藤・硫黄・ベツ甲・丁子・沈香	
3) ベグウ (インド)	漆・象牙・亜鉛・阿仙薬・ロウベン・メノウ・米	麻苧
4) アラカン (ビルマ)	金・象牙・米	
5) サイロン (セイラ) タイ?	肉桂・象牙・ヤシ・水牛角・真珠・水晶・金剛石	
6) バンダ	沈香・丁子・胡椒・白檀・ピリ・タバコ・インコ鳥	
7) スカトカルモンディ ル (インド)	砂糖・丹土・朋砂・阿仙薬・牛黄・阿片	黄糸 (ベンガラ糸)・奥嶋・アレシヤ嶋・カイキ・ チャ宇嶋 ギガン嶋・金布・金入織物・サンクヅシ (木綿)・ 糸織物・木綿嶋・テグス (釣糸)・葉 (ポウトル牛 の乳汁) サラタ嶋・サラタ金入・奥嶋・金布・マタフウ嶋・ 糸もめん (ギガンサンクヅシ)・セイラス・糸もめ ん (コンデレキ)・大木綿 カアサ木綿・花サラサ・霜フリサラサ・ヌメサラ サ・花毛セン キリンケツ・木綿嶋・糸織物
8) サラアタ (インド)	鮫・阿仙薬・木香・乳香・木没薬・胡黄連・真珠 タンゼウ・コンゼウ・丹土・雌黄・ピリン・安息 香・瑪瑙	
9) モハア (インド)		
10) マカザアル (イン ド)	金・米・白檀・タバコ	
11) マルバアル (イン ド)	武具・楯の板・ステンガステン (蛇の石)・血止 石・宿砂・米	
12) テイモウル (テモウ ル) (タイ)	丁子・胡椒・白檀・沈香・タバコ・インコ鳥	
13) セイロン (インド)	ピリン・ルザラン	
14) タルナプタ	ピリン・白檀・丁子・沈香	
15) アンボン	丁子・白檀・沈香・ピリン・胡椒・茶・インコ鳥	
16) ボルネラ (フルネ ル)	龍腦・白檀・ヤシ油・藤・ギヤマンの玉・佳文席 (あんだござ)	
17) マタカスクル	黒檀・翼木・鳥類・象牙・琥珀	
18) ハルシヤ (インド)	ハルシヤ草・ヘイタラバサル・乳価・甘草・蘇香油 巴真杏・ブドウ酒・花の水・酒・馬・羊	ハルシヤ糸・金入織物・糸織物色々・花毛セン
19) カアホテウスイス (フランス)	大鳥・犀・虎・野牛・鹿・豚	
20) プラセル	砂糖・生姜・タバコ・黒檀・材木・組具・鳥類	
21) ゲネイヤ	砂糖・象牙・金子・インコ鳥	
22) トルケイン		糸織物色々・毛織物色々・木綿織物・金入織物
23) フランカシヤ	酒・小道具	糸織物・木綿織物
24) ズヘイチ (ノルウェ イ)	綱・船の碇・材木・石火矢・チャシ (油)・銅鉄	麻苧
25) デイスマルカ (オラ ンダ国に近い)	船の綱・碇・材木・石火矢・銅・鉄	麻苧
26) ノウルウイキ (ノル ウェイ)	帆柱・材木・鉄・はがね・剣	
27) ドイチラント (ドイ ツ)	金・銀・五穀・水晶玉・水銀・金・酒・薬・皮	毛織類・木綿織物
28) ホウル	琥珀・五穀・皮	
29) ムスカウベヤ	琥珀・珊瑚樹・香鋪の銀・五穀・皮	
30) クルウンラント (北 極)	鯨・油	

図表五 東南アジア諸島要地



たばこと塩の博物館 34頁

嘴に館しこれを通ずる浮囚の如し、蓋し其意は貿易にあらずして惟藉りて海外を洞察するのみ。」(横井時冬「日本商業史」245頁)と。鎖国の用語法は一般的に貿易との関係、とくに長崎貿易の閉鎖性を指して用いられているのではなく、長崎の出島に閉じ込められ、「浮囚」の扱いをされる人間関係を鎖国と呼んでいる。こうした長崎貿易における出島でのオランダ人に対する非人間的扱いは世界の「五大洲中の大都府に列す」る江戸幕府の政治支配の本質を反映しているのである。

徳川幕府による武家政治の支配体制を確立する人的資源体制は買

り鎖国論を著して曰く、各国有無を通ずるは天地の公道にして人の悦び願ふ所なり。然るに日本人はこれを拒みて通ぜず。……江戸の城廓恢闊にして人民の稠密なる五大洲中の大都府に列すべし。此の如き国を有すれば其閉鎖する固より宜なり。吾徒を窮奥の一小

易面に於いてもキリスト教の禁止令に於いても過酷な断罪を政治方針として確立し、人的鎖国体制を国際社会に於いても貫くのである。こうした人的鎖国体制はスペイン絶対王政のペルー帝国征服とその植民化による奴隷制への支配下へ編成するのを防止するために全土を鎖国体制の下に包摂しようとする人的資源政策でもありと云えよう。

この人的資源政策は豊臣秀吉のキリスト禁止令によって全国を鎖国体制下に置くのを最初とするのである。スペイン、ポルトガルの宣教師は貿易の推進者としてその国でキリスト教の宗教活動の中からスペイン軍を指導する植民地支配を進めるのである。征服されたペルーはペルー帝国の王朝支配から住民の奴隷とスペイン領主の莊園農奴、或いは奴隷として従属下に置かれ、更にスペイン農場と金銀銅鉱山の坑夫、下僕、農奴そして隷属民への地位に下降されるのであった。キリスト教によるペルー帝国の崩壊と植民地への編成替は世界中の恐怖となり、豊臣秀吉、徳川家康を鎖国政策の実施に踏み切らせることとなる。豊臣秀吉は九州征伐の最中に、一五八七年(キリス教)ヤン教の布教禁止令を出す。豊臣秀吉は慶長元年には長崎で二十六聖人を磔殺する。(一九九六)慶長三年秀吉が六十二年で亡くなるが、この年にスペイン絶対王政の派遣したスペイン船がメキシコの征服を始め、ニューメキシコ、カンサス、そしてカリフォルニアを支配し、とりわけメキシコ王朝を征服し、さらに金銀鉱山の開発に取り組み、南北アメリカの征服王朝となる。また、スペインはメキシコから東南アジアへの支配を目的に東南アジアへ進出し、黄金の国日本との貿易交渉に入るのである。

徳川家康も秀吉の死後、東南アジア諸国との貿易を進め、朱印船貿易による統制貿易を開始し、他方、ポルトガル、スペイン、オランダ、そして、イギリスと貿易交渉を開始する。徳川幕府は朱印船貿易のように統制貿易を採用し、鎖国に到っていない点注目すべきである。この朱印船による統制貿易は新井白石の正徳新例（長崎互市令）によって新しい段階を迎え、(一)船舶数の年間制限つまり中国船三十隻、オランダ船二隻とし、(二)許可船への信牌を附与し、(三)年額支制限制度にして中国船銀六千貫、オランダ船銀三千貫へ定め、長崎貿易の支払可能枠内に留め、支払い不能を回避する年額統制制度へ発展する。

新井白石の長崎互市令による年額制は新しい徳川幕府の貿易政策として確立され、^{いしずえ}礎として長崎貿易を特徴づける。寛政改革に取り組む松平定信はこの白石の正徳新例の貿易改革を強化し、次のように幕府の貿易政策を継承し、韻を踏み続けるのである。

「寛政二年松平定信 正徳の例に倣ひ諸方鉦山の出銅減少せしを以て蘭船を毎歳一艘とし、銀額七百貫目、銅六十萬斤とし、商法減額を以て幕府への献品及諸役人の贈品を半減し、蘭甲比丹參觀毎年五年一度に改む」（横井時冬「日本商業史」改造出版社20頁）
他方、オランダ船は毎年一回四月に長崎出島に来て、九月に去るが、次の図表六の輸出品を長崎にもたらず。

五 長崎貿易とオランダの産業構造

この図表六に依れば、オランダと徳川幕府との間の経済発展段階が窺える。すなわち、オランダ商品の長崎貿易を通ず輸出品は(一)高

図表六 オランダ商船の長崎貿易 (寛政期十代家治)¹⁷⁸⁹⁻¹⁸⁰³

オランダ商船本方荷物 砂糖・蘇木・白檀・藤・錫・鉛・象牙 水銀・水牛角・阿仙葉・丁字・毛類反物 更紗・奥島・金巾・海黄類・柄鮫	オランダ商船の脇荷物 硝子器類・焼物類・革類・鉛油・諸葉種 目鏡・遠目鏡・硝子鏡類・時計・時計鎖類 鍔并外科道具・金銀笹緑小切反物・風呂敷 と切れ類・鳥獸類
日本からオランダへの本方荷物 銅・樟腦	日本からオランダへの脇荷物 青貝・蒔絵・諸葉物・幅広郡内・色縮緬 正油・茶・島木綿・焼物類・酒・白蠟 鯨の鬚・粉麥・六枚屏風・粽蒂・手遊類 竹組籠細工物類

横井時冬「日本商業史」242-243頁

繊維・衣類

級繊維・衣料である(一)毛類反物・更紗・奥島・金巾類、金銀笹緑・小切反物と(二)高度な科学技術製品・美術品である硝子器類・諸葉種、目鏡、遠目鏡・硝子鏡類、時計、時計鎖類、鍔、外科道具等である。

これに対して徳川幕府の輸出品は主に(一)繊維関係(幅広郡内・色縮緬、島木綿)と(二)文化・芸術品(蒔絵・焼物類・六枚屏風・手遊類)そして(三)酒類・食料品(青貝、茶、正油、酒類、粉麥)等である。オランダの高度経済発展に対して、徳川幕府は繊維産業と食料産業とを両輪とする中位経済発展に達しているのである。

結 び

(一)長崎貿易に携わるオランダへの莫大な貿易支払いの金銀銅の流入と、他方、新大陸からの大量の金銀銅のスペイン、ポルトガルへの流入との結合によって西ヨーロッパは商業革命を生じ、絶対王政から市民革命へ移行させ、産業資本主義成立へ向かう道を辿ろうとする。

西ヨーロッパの光り輝く歴史の歩みに対し、東南アジアは西ヨーロッパの征服下に再編される暗黒の時代へ移ろうとする。

こうした西ヨーロッパの光と東南アジアの暗黒との間に挟まれる徳川幕府は歴史の選択を迫られる事態に陥るのである。

(二)徳川幕府の選択の道を握っているのは(1)キリシタン禁令の成功と(2)長崎貿易の鎖国の問題である。とりわけ、島原のキリシタン一揆は三代将軍家光に鎖国の完成を断行させる原因と化するのである。

(三)家光による鎖国の完成は日本をどういう国に導くのであるだろうか。家光は島原のキリシタン一揆を二度と起こさない宗教国家へ再編し、キリシタン宗徒との総力戦への仏教国家へ発展させるのである。

(四)家光による鎖国の完成とはキリシタン信徒の宗教に対して仏教の宗教で乗り越える宗教戦争への総力戦体制を構築する道でもある。こうした仏教国家と鎖国とを両輪にする徳川幕府は長崎貿易の中国とオランダとの両国から白糸を中心に輸入し、和服の高級呉服を流行させる元禄文化への芽を育くむのである。

(六)長崎貿易での高級白糸への支払いとする金銀銅の流失は徳川幕府の財政危機を招き、勘定奉行萩原重秀の貨幣改鑄と住友への別子銅山の払下げによって回復しようとする貨幣政策を生み出すのである。

(七)長崎貿易は清とオランダとの両国の経済発展に寄与する起爆剤となった。清は白糸を中心とする十三省の経済発展を達成し、世界の繊維産業をリードする経済大国となる。

(八)他方、オランダは世界の二十三ヶ国と中継貿易を行ない西欧の先進的経済国として発達する。その経済発展を導いたのは国内の繊維産業と中継貿易の白糸である。

(九)以上のように、中国の白糸とオランダの繊維産業とは徳川幕府における農村工業の発達への潜在的起爆剤と化する。

(十)徳川幕府は、(1)キリシタン禁令と仏教国への完成及び、(2)長崎貿易による支払困難となり、殖産興業政策の推進によって産業的自立化を推進しようとするのである。

(十一)「東京百年史」は、鎖国編を欠落させているが、このことは歴史研究に於いて「是」とすべきか「非」とすべきかの問題となる。

(十二)現代世界史は開国と鎖国とを巡って世界を二分にしているが、その中で鎖国研究は今日的課題として研究されるべきであると考ええる。